答弁第一七六号平成十四年八月七日受領

内閣衆質一五四第一七六号

平成十四年八月七日

内閣総理大臣 小 泉 純 郎

衆 議 院 議 長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員加藤公一君提出医局による坂口厚生労働大臣の派遣に関する再質問に対し、 別紙答弁書を送付

する。

衆議院議員加藤公一君提出医局による坂口厚生労働大臣の派遣に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

事実関係の検証等が困難であるため、 ては、個別具体の事実関係等に則して、 の医局による坂口厚生労働大臣の村立診療所への派遣」は、 職業安定法 (昭和二十二年法律第百四十一号) 同項の 総合的に判断する必要があるところ、お尋ねの「三重大学医学部 「労働者供給」 第四条第六項の に該当するか否かをお答えすることは困難で 約四十年前の事例でもあり、当時の具体的な 「労働者供給」に該当するか否かについ

ある。

的な事実関係の検証等が困難であることから、同項の ようとしたものではなく、 十一日号の「私がタケノコ医者であったころ」と題する記事に記載されていた内容のみに基づいて判断し 法第四条第六項の なお、 先の答弁書 「労働者供給」 (平成十四年七月三十日内閣衆質一五四第一四七号) は、 個別具体の事実関係等に則して、総合的に判断する必要があるが、 に該当するか否かについて、 「労働者供給」に該当するか否かをお答えすること 小泉内閣メールマガジン平成十三年六月二 坂口医師の事例が職業安定 当時の具体

は困難である旨お答えしたものである。